

石積みの棚田保存会

「農地を守る取り組み」

北信五岳を遙か西に望み、映画「阿弥陀堂だより」の舞台にもなった、瑞穂福島地区にある棚田は平成11年7月に農林水産省の「日本の棚田百選」にも選ばれた景勝の地です。

この石積みの棚田の景観維持に汗を流している関係者からお話を伺いました。

――棚田保存に取り組み始めたきっかけは

高齢化等で、田の管理が行き届かなくなり、休耕すると草が生えたり、上段の人が



瑞穂福島地区 福島棚田保存会
会長：丸山福治さん 事務局長：丸山富治さん

――棚田の保存管理はどのように

上段の棚田を地主さんから借りています。小さい田が45枚ほどで、代掻き、田植えから草取り、水まわり、稲刈等を自分達の仕事の合間にやっています。

――保存会のメンバーははじめは数人のグループでしたが、今は保存会という名前です。メンバーは福島地区の有志と女性部で17人ほどです。

――市内の小学校では「学校米作り事業」に取り



美しい棚田

組んでおり、東小学校ではこの棚田で米づくりをしていますね

毎年、田植えと稲刈りの体験学習をしています。市内でも早いほうの取り組みだそうです。取れた米の一部は学校給食にも使います。また、一般の参加者も多くこれからです。

――映画の舞台にもなりましたが、今でも多くの観光客が訪れますか。

カメラを持って阿弥陀堂やその周辺の棚田を巡る人をよく見かけます。

――この地域に石積みの棚田があるのはなぜですか
古文書によれば、300年

以上も昔の江戸時代の寛文年間から新田開発が始まり、傾斜地にも田の面積を増やそうと、この地域は石がたくさん出るため石を組んで積み上げて水田をつくったようです。

この辺は雪が多いので特別に強くなる技術も必要でした。そのため、お城の石組み職人の流れもこの地方にあったそうです。

――棚田を荒らすとどうなってしまうのですか

耕作放棄された棚田は、日照り等で田に亀裂が生じると、雨水が地中に流れ込んで土が軟弱化し、田が崩れてしまい、しまいは土砂崩れ等災害の原因にもなってしまう。

――水車小屋を使つてそば粉を打っているそうですね

美しい石垣等の原風景を保存していこうというなかで、棚田支援事業により水車小屋や休憩施設等を見て、観光シーズンに加工し

た物を提供できないかということ、そばを提供しています。

――これからの抱負は今後は荒れた畑にそばを蒔こうと思っています。そばは成長が早いので雑草が生えにくく、年2回蒔くこともできます。

――後継者の問題もありませんが、ぜひ次の世代にもこの石積みの棚田を残していってほしいと思います。

棚田は景観だけでなく、農地として利用することで雨水を保持し、山崩れを防ぐ面もあり「小さなダム」とも言われます。ふるさと原風景を守ることが大変ですが、祖先が営々として築き上げた遺産を守り、復活させた地域の人々の強い心意気を感じました。

農業委員会による農地パトロールを実施（8月～11月）

農地パトロール月間

農業委員会系統組織では、「新・農地と担い手を守り生かす運動」の一環として、8月から11月までの間を全国統一の「農地パトロール月間」として設定し、パトロール活動を実施しますので、皆様のご協力をお願いいたします。

「実施内容」

遊休農地の把握
農地転用許可後の履行状況
違反転用の早期発見
仮登記農地の利用状況等

農地の保護

「自分の農地は、許可申請や届け出などをしなくても自由に売ったり、貸したり、転用してもよい」と思っていないですか。

耕作者の保護や大切な農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、農地の売買、貸借や転用には、農地法に基づく許可が必要となります。

また、田に土を入れて畑にしたり、耕作をしやすいようにするために農地の形状を

える時は「農地形状変更届」を農業委員会へ提出してください。耕作に適さない廃棄物などを農地に入れないためです。

無断転用には厳しい罰則

許可を受けずに農地を転用した場合は、農地等の権利取得の効力がありません。また、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることがあります。

これらに従わない場合には懲役、罰金などの厳しい処分が科せられます。

農振除外手続きに注意

農振農用地区域内にある農地を農地以外で利用する場合は、事前に農用地区域からの除外手続きをし、その後農業委員会が農地転用の許可申請が必要となりますので、ご注意ください。

なお、農用地区域該当の有無は市役所農林課農政係（内線264）へお問い合わせください。

遊休農地の活用

農地をお持ちの方で自己や家族で耕作できなくなった場合は、地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談ください。

適正な農地の管理を

農地を耕作しないで放置したままですと、雑草や樹木が生い茂り、病害虫の発生や不法投棄を誘発して周辺農地や近隣住民とのトラブルや火災、災害の原因にもなってしまうので、十分な農地の管理をお願いします。

注意 次の行為には 許可が必要です

- ◎ 農地を耕作する目的で売買・貸借する場合（農地法第3条許可）
- ◎ 自分の農地を農地以外に転用する場合（農地法第4条許可）
- ◎ 自分の農地を第三者が転用するために売買・貸借する場合（農地法第5条許可）

- ☆ 申請の締切日
毎月15日。15日が土日祝日の場合は直前の開庁日が締切日
- ☆ 申請書の提出先
農業委員会 ☎62-3111 内線 261



農業委員による現地パトロール



一面に咲くカキツバタ

咲いた咲いたカキツバタ ～遊休農地解消に向けて～

有尾地区の飯笠山神社南東（市営住宅北町団地裏）の田んぼ17アール余は、10数年間耕作放棄地だったため草が伸び放題となり、見かねた地元の有志が地主の許可を得て、平成20年に市の「悠久のふるさと支援事業」の補助を得ながら復旧し、カキツバタの苗を1500株植え付けました。

昨年は株分けもして、3年目の今年は、見事に田んぼ全体にカキツバタの花が咲きました。去る6月13日には、区民で花見を行い楽しいひと時を過ごしました。来年はイベントを開催し、株苗を販売予定だそうです。今後ますますの活躍を期待しています。